

第1章

台湾における日本語の普及

はじめに、台湾に日本語がどのようにして普及していったのか、その歴史的・社会的な背景について概観する。具体的には、言語政策面、および台湾人と日本人との接触の面から述べる。

1.1 台湾における「国語」（日本語）教育

台湾は、1895年日清講和条約の締結によって清から日本に割譲され、1945年までの半世紀にわたって日本の統治下に置かれた歴史を持っている。当時の台湾には、アタヤル人やアミ人・サイシャット人・ツォウ人・パイワン人・ブヌン人・プユマ人・ヤミ人・ルカイ人などの原住民族¹、および、閩南人・客家^{ひなん はつか}人などの漢民族が居住していたが、これらの台湾人を統治する手段のひとつとして、「国語」（日本語）普及計画が推し進められていった。

1895年から1945年までの間、「国語」普及計画がどのように推し進められたのか、初等学校教育および社会教育を中心にまとめると表1(16~19ページ)のようになるが、ここではその全体の流れを簡単に説明しておく。

なお、表1および本節の記述は、吉野(1927)、台湾教育会(1939)、佐藤(1943)、台湾総督府警務局(1944)、台湾総督府(1945)などを参考にしてまとめたものである。記述に際し、「内地人」は日本人、「本島人」は漢民族（閩南人・客家）、「蕃人」「高砂族」は原住民族のことを指す。これらの用語は（特に「蕃人」は差別用語として）現在使用されていないが、歴史を忠実に反映するために、こ

¹ かつて「高砂族」「高山族」「山胞」などと呼ばれていたが、現在は「原住民族」と称される。なお、日本では「先住民」という語が用いられることが多いが、台湾では「もともと台湾に住んでいる」という意味で「原住民」という語の方が好まれる。台湾で用いられる「原住民」には日本語におけるような差別的なニュアンスはない。また、正式名称としては「原住民族」が使われている。

こではかつての用語をそのまま記すことにする。

台湾における「国語」普及計画の実行はまず、1895年、始政式の後まもなく「芝山巖学堂」が設置され、日本語教育が開始されたことから始まった。ついで翌年、各地に「国語伝習所」が設けられた。その国語伝習所の規則第一条には、「国語」普及並びに「本国的」精神の養成が記されている。具体的には、

「国語伝習所ハ本島人ニ国語ヲ教授シテ其日常ノ生活ニ資シ且本国的精神ヲ養成スルヲ以テ本旨トス」
(吉野1927)

とされており、皇民化教育を行なうという基本方針に従って、台湾における「国語」普及計画が展開していく。

後に国語伝習所はさらに母語別の二つの教育機関へと移行した。まず漢民族に対しては、1898年に台湾公学校令の公布によって、初等教育を「公学校」で行なうことになった。一方、原住民族については、1905年に「蕃人の子弟を就学せしむべき公学校に関する件」が公布され、行政区域内においては「蕃人公学校」で行なうことになった。また、それまで日本語教育の場がなかった行政区域外においては、1904年になって初めて「蕃童教育所」が設けられ、警察官がその教育に当たった。なお、「内地」出身の日本人に対する教育は上記の教育機関とは異なる「小学校」で行なわれた。

このように、50年間にわたる「国語」普及教育において規定および名称にいくつかの変遷はあるものの、初等教育については基本的に、

日本人 — 小学校

閩南人・客家 — 公学校

行政区域内原住民族 — (蕃人) 公学校

行政区域外原住民族 — (蕃童) 教育所

※1922年、蕃人公学校が公学校に改称

※1941年、小学校・公学校が国民学校に改称

と区別して行なわれたのである。ただし、1922年の「台湾教育令」の発布によつて「蕃人公学校」が「公学校」になった。

この1922年の「台湾教育令」では小学校入学か公学校入学かは「国語」常用の有無が基準とされて「国語」常用の台湾人の場合は小学校に入学できるようになり、また、その後の1941年に、小学校・公学校がすべて国民学校に名称を改められるなど、規程および名称にいくつかの変遷はあったが、台湾人に対する差別教育は統治期間を通じて実質的にほとんど変わっていない。

1895年の植民地統治開始と同時に「国語」普及計画が実施されたのだが、その教育制度は一般の人々にすぐには受け入れられなかつた。統治が始まってから20年経った1915年でも、公学校の就学率が9.63%（台湾教育会1939）で、日本語ができる人は1.63%（台湾総督官房臨時戸口調査部1918）に過ぎなかつたのである。

このことを問題とした台湾総督府は、1918年に第7代台湾総督明石元二郎が掲げた同化政策、そして翌年に初代文官総督田健治郎がとった内地延長主義政策のもと、1919年、1922年と短期間に2度にわたって台湾教育令を公布するにいたる。その結果、学校が増設され、中・高等教育の体制が整い、日本人との共学も可能になった。総督府の抑圧によって、台湾の伝統的な教育機関である「書房」と呼ばれる私塾の数が著しく減少したこともあり、1930年になると、公学校の就学率は32.64%へと上がつた（台湾教育会1939）。

一方、学校だけでなく社会全体にも日本語を普及させようとして、1915年頃から総督府は国語練習会や国語普及会などの設置を奨励した。また1931年の満州事変以後は、さらに国語講習所や簡易国語講習所を設け、本格的に社会教育に取り組んだ。ついで1933年には国語普及10箇年計画を立て、「国語解者」を50%にまで上げることを目標としている。

1936年第17代総督に就任した小林躋造は「皇民化、工業化、南進基地化」を三大政策に掲げ、従来からあつた同化政策を戦時体制においていっそう熾烈に進める方針をとる。まず、学校教育での漢文科だけでなく日本語新聞紙面の漢文欄までも廃止され、「書房」が次々と閉鎖に追いやられた。また、「国語常用運動」や「国語常用家庭」が奨励され、1940年からは改姓名運動も提唱されることになった。

このようにして「国語」普及計画は、学校教育のみならず、社会教育を通して推進されていったのである。その結果、1942年の「国語解者率」（公学校お